

長野県国民保護計画 新旧対照表

本 編

該当項目、ページ	新	旧
<p>第1編 第4章 (2) 10 ページ</p>	<p>ア 人口 県の総人口は、<u>2,064,722</u>人（毎月人口異動調査 <u>H30. 9. 1</u> 現在）であり、人口密度は、1 k m²当たり <u>152.9</u>人（毎月人口異動調査 <u>H30. 1. 1</u> 現在）であるが、本県の持つ地形の特殊性からその大部分は大河川流域の平地部に集中しており、地域の産業構造と相まって部分的には人口集中地区を形成している。 特に地域の中心的な都市部には、人口の流入に伴う市街地の拡大現象が現れているが、一方では山間にも小集落が散在し、山村を形成している。</p>	<p>ア 人口 県の総人口は、<u>2,093,199</u>人（毎月人口異動調査 <u>H28. 2. 1</u> 現在）であり、人口密度は、1 k m²当たり <u>154.4</u>人（毎月人口異動調査 <u>H28. 1. 1</u> 現在）であるが、本県の持つ地形の特殊性からその大部分は大河川流域の平地部に集中しており、地域の産業構造と相まって部分的には人口集中地区を形成している。 特に地域の中心的な都市部には、人口の流入に伴う市街地の拡大現象が現れているが、一方では山間にも小集落が散在し、山村を形成している。</p>
<p>第1編 第4章 (2) 10 ページ</p>	<p>イ 交通 地形的な制約により、県下の主要交通網は山間を走り、川沿い、山の中腹をめぐり、<u>橋梁</u>とトンネルとを随所に使い、<u>敷設</u>してある。</p>	<p>イ 交通 地形的な制約により、県下の主要交通網は山間を走り、川沿い、山の中腹をめぐり、<u>橋りょう</u>とトンネルとを随所に使い、<u>施設</u>してある。</p>

該当項目、ページ	新	旧
第1編 第4章 (2)イ(ア) 11 ページ	<p>b 県内の主な道路は、<u>高規格幹線道路</u>では中央自動車道、長野自動車道、上信越自動車道が全線供用、<u>中部横断自動車道、三遠南信自動車道、中部縦貫自動車道</u>が一部供用している。</p> <p>また、<u>主要平地部を連ねて通る18、19、20号</u>をはじめとする一般国道は、主要河川沿いに、あるいは地域間の山越えを経て要衝を連絡している。</p> <p>※併せて12ページの地図も更新</p>	<p>b 県内の主な道路は、<u>高速自動車国道</u>では中央自動車道、長野自動車道、上信越自動車道が全線供用、供用している。</p> <p>また、一般国道は、<u>主要平地部を連ねて通る18、19、20号</u>をはじめ、<u>主要河川沿いに、あるいは地域間の山越え</u>を経て要衝を連絡している。</p>
第1編 第5章 1(2)ア 15 ページ	<p>㊦ 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の<u>避難退避時検査及び簡易除染</u>その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。</p>	<p>㊦ 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の<u>スクリーニング及び除染</u>その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。</p>
第2編 第1章 第4 4 28 ページ	<p>(1) 安否情報の種類及び報告様式</p> <p>県が収集する避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報は以下のとおりであり、県が消防庁に安否情報を報告する様式は、<u>武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令</u>（以下「安否情報省令」という。）第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書である。</p>	<p>(1) 安否情報の種類及び報告様式</p> <p>県が収集する避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報は以下のとおりであり、県が消防庁に安否情報を報告する様式は、<u>武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令</u>（以下「安否情報省令」という。）第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書である。</p>

該当項目、ページ	新	旧
第2編 第1章 第5 2(1) 31 ページ	<p>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、自衛隊等との連携による、<u>NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</u></p>	<p>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、自衛隊等との連携を図る。</p>
第2編 第2章 5(2) 36 ページ	<p>イ 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設を指定するよう配慮する。</p> <p>ウ <u>事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。</u></p>	<p>イ 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物を指定するよう配慮する。</p> <p>ウ 一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。</p>

該当項目、ページ	新	旧
第3編 第1章 1(1) 43 ページ	<p>ア 知事は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合には、県としての確かつ迅速に対処するため、長野県危機警戒・対策本部設置要綱に基づく「警戒・対策本部」又は「警戒・対策連絡会議」若しくは災害対策基本法に基づく「<u>災害対策本部</u>」（以下「警戒・対策本部等」という。）を速やかに設置する。</p> <p>また、県警察においても、所要の体制を確立するものとする。</p>	<p>ア 知事は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合には、県としての確かつ迅速に対処するため、長野県危機警戒・対策本部設置要綱に基づく「警戒・対策本部」又は「警戒・対策連絡会議」（以下「警戒・対策本部等」という。）を速やかに設置する。</p> <p>また、県警察においても、所要の体制を確立するものとする。</p>
第3編 第4章 第2 4(3) 67 ページ	<p>ア 弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。</p> <p>このため、できるだけ、<u>近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させる。</u></p> <p>イ <u>弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、国（内閣官房、消防庁）が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。</u></p>	<p>ア 弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。</p> <p>このため、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させる。</p> <p>イ 国（内閣官房、消防庁）が作成する「<u>緊急時に住民が取るべき行動</u>」を記載した各種資料について、住民に事前に配布しておくことも検討するものとする。</p>

該当項目、ページ	新	旧
第3編 第5章 80ページ	<p>ア 核攻撃等の場合の医療活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 被ばく医療活動の実施に努める。 内閣総理大臣により被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施 	<p>ア 核攻撃等の場合の医療活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急被ばく医療活動の実施に努める。 内閣総理大臣により緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施
第3編 第6章 5 85ページ	<p>(1) 市町村による安否情報の収集</p> <p>市町村による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市町村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。</p>	<p>(1) 市町村による安否情報の収集</p> <p>市町村による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、<u>外国人登録原票等</u>市町村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。</p>
第3編 第9章 1 101ページ	<p>(3) 食品衛生確保対策</p> <p>県は、避難先地域における食中毒等の発生を防止するため、食品衛生関係団体と連携し、飲料水、食品等の衛生確保のための措置を講ずる。</p>	<p>(3) 食品衛生確保対策</p> <p>県は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、食品衛生関係団体と連携し、飲料水、食品等の衛生確保のための措置を講ずる。</p>
第3編 第9章 2 102ページ	<p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>県は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」(平成30年3月環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p>	<p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>県は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」(平成26年環境省廃棄物対策課作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p>

該当項目、ページ	新	旧
第3章 第9章 120 ページ	<p>● 指定行政機関</p> <p>内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関で、政令で定めるもの。具体的には、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、<u>スポーツ庁</u>、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省及び<u>防衛装備庁</u>が指定されている。</p>	<p>● 指定行政機関</p> <p>内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関で、政令で定めるもの。具体的には、内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛省、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、観光庁、消費者庁及び原子力規制委員会が指定されている。</p>